

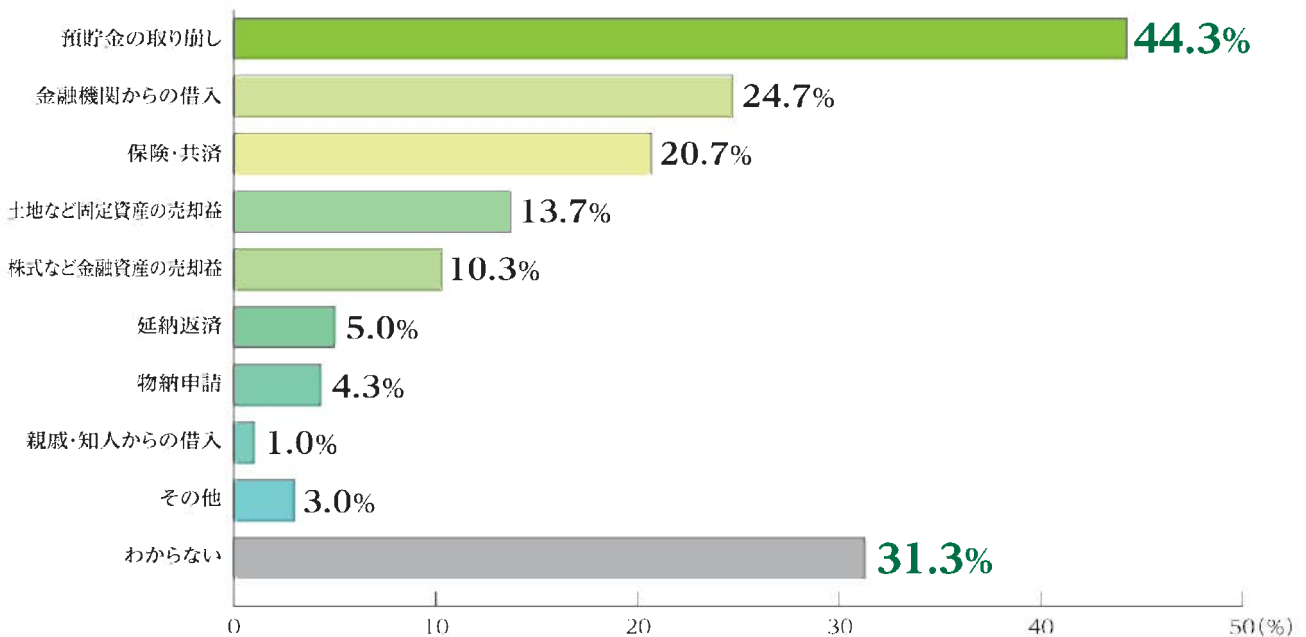
## 経営者のみなさま、 相続税支払資金は準備されていますか？

相続税は、自社株の評価額によっては、高額になることもあります。しかし、自社株の評価額を計算したことのない企業は、「平成24年企業経営と生命保険に関する調査」によると、全体の51.3%にもなります。

注：「わからない」と回答した人を除く。

事業承継における相続税支払資金の捻出方法としては、「預貯金の取り崩し」が最も多い一方で、「わからない」という回答も多く、相続税支払資金準備が十分ではない企業も多いようです。

### ◆事業承継した場合の相続税支払資金の捻出方法 調査時期:平成24年



注 複数回答。 調 セールズ手帖社保険FPS研究所「平成24年 企業経営と生命保険に関する調査」従業員11人~300人の企業の経営者および役員を対象



自社株の評価額によっては、相続税支払資金が預貯金などでは不足するケースもあります。また、預貯金などで充当できたとしても、運転資金が不足して経営が不安定になることも想定されます。

一度自社株の評価を行って、事業承継時に必要になる相続税額を計算してみてもいいでしょうか。

ご不明な点等ありましたらお気軽にご相談ください。

<担当：西丸保幸>